

堺市公報 第63号	平成31年3月22日発行
	発行
堺市公報	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<規則>

○堺市男女共同参画交流の広場規則の一部を改正する規則 【市民人権局男女共同参画推進部男女共同参画推進課】	2
○堺市立のびやか健康館条例施行規則 【環境局環境事業部環境事業管理課】	3
○堺市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則 【子ども青少年局子育て支援部幼保運営課】	19
○堺市財産規則の一部を改正する等の規則 【子ども青少年局子育て支援部幼保運営課】	20

<告示>

○平成30年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について 【総務局行政部総務課】	20
○ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定についての一部を改正する告示 【健康福祉局健康部保健所環境薬務課】	21
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新について 【健康福祉局障害福祉部障害者更生相談所】	22
○児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の変更について 【子ども青少年局児童自立支援施設整備室】	23
○道路法に基づく市道の区域決定について 【建設局土木部路政課】	24
○道路法に基づく国道、府道及び市道の区域変更について 【建設局土木部路政課】	26
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	28
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	30

<公告>

○堺市立文化館の利用料金、開館時間及び休館日について 【文化観光局文化部文化課】	36
○平成30年度風しん予防接種の実施について 【健康福祉局健康部保健所感染症対策課】	37
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農水産課】	38
○平成31年度第1回堺市都市計画公聴会の開催について 【建築都市局都市計画部都市計画課】	52
○建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告 【建築都市局開発調整部建築安全課】	55
<上下水道局管理規程>	
○堺市環境整備資金貸付基金条例施行規程を廃止する規程 【上下水道局総務部営業課】	55
○堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の一部を改正する規程 【上下水道局総務部給排水設備課】	56
<上下水道局告示>	
○公共下水道の供用開始及び下水の処理開始について 【上下水道局下水道部下水管路課】	57
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事業者規程に基づく指定給水装置工事業者の指定について 【上下水道局総務部給排水設備課】	58
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事業者の指定について 【上下水道局総務部給排水設備課】	59
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について 【農業委員会事務局】	60
<議会告示>	
○平成30年資産等報告書等に関する意見書の閲覧について 【議会事務局総務課】	61

規則

堺市男女共同参画交流の広場規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

堺市規則第15号

堺市男女共同参画交流の広場規則の一部を改正する規則

堺市男女共同参画交流の広場規則（平成12年規則第98号）の一部を次のように改正する。
第3条第3号を次のように改める。

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

第5条第1項第3号中「喫煙」を「火気の使用（喫煙を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



堺市立のびやか健康館条例施行規則を公布する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

堺市規則第16号

堺市立のびやか健康館条例施行規則

堺市立のびやか健康館条例施行規則（平成16年規則第55号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、堺市立のびやか健康館条例（平成30年条例第53号。以下「条例」という。）第26条の規定に基づき、堺市立のびやか健康館（以下「健康館」という。）の管理及び運営その他条例の施行について必要な事項を定める。

（開館時間等）

第2条 健康館の開館時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することがある。

2 健康館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することがある。

(1) 水曜日

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

（専用使用の申請）

第3条 健康館の屋内フリーコート、グラウンド、研修室又はバーベキュー施設を専用使用しようとする者は、堺市立のびやか健康館使用申請書（様式第1号）を市長に提出し

なければならない。

- 2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の1か月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(共用使用の申請)

第4条 健康館のフィットネスルーム、浴場又はプールを共用使用しようとする者は、その使用の際、堺市立のびやか健康館共用使用券（様式第2号。以下「使用券」という。）を求め、又は市長が指示する方法により申し込まなければならない。

(使用の制限)

第5条 市長は、条例第2条第2項第1号から第3号までに掲げる場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、健康館の使用を許可せず、又は使用の許可を取り消し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 専ら健康増進以外の目的のために使用するとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、健康館の管理上支障があり、使用させることが不適当であると認めるとき。

(使用の許可)

第6条 使用の許可は、条例第8条第3項に定める場合のほか、使用料の納付後、堺市立のびやか健康館使用許可書（様式第3号。以下「使用許可書」という。）を申込者に交付して行う。

- 2 第4条に規定する使用にあっては、使用券の交付又は市長が定める方法をもって、使用許可書の交付に代えるものとする。

(使用の許可の順位)

第7条 使用の許可の順位は、使用の申請を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可に係る使用時間)

第8条 使用の許可に係る使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後片付けに要する時間を含めたものとする。

(使用許可書の提示義務)

第9条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用中、第6条の規定により交付された使用許可書を携帯し、係員から求められたときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(使用の許可の変更)

第10条 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、使用しようとする日（使用しようとする日を変更しようとするときは、当初の使用しようとする日又は変更後の使用しようとする日のいずれか早い日）の7日前の日までに堺市立のびやか健康館使用許可変更申請書（様式第4号）に使用許可書を添付して市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、1回に限り使用の許可の変更を承認することができる。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、天災地変その他使用者の責めに帰さない事故があつた場合において、使用の許可を変更して健康館を使用させることが適當であると認めるときは、使用者からの申出により当該許可の変更を承認することができる。この場合において、当該申出は、第1項の申請書により行わなければならない。
- 4 市長は、前2項の規定により使用の許可の変更を承認したときは、使用許可書を訂正の上、使用者に再交付するものとする。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用しようとする日までに使用の許可を受けた施設を使用しなくなったときは、速やかに届け出ること。
- (2) 収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (4) 許可を受けないで物品の展示、販売等をしないこと。
- (5) 許可を受けないで健康館内に貼り紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 許可を受けていない施設、附属設備その他器具備品等を使用しないこと。
- (7) 許可を受けないで附属設備その他器具備品等を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (8) 使用者の使用目的に応じて入場した者に対して次条各号に定める事項を遵守されること。
- (9) 施設、附属設備その他器具備品等の準備又は後片付けを行うときは、全て係員の指示に従うこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(入館者の遵守事項)

第12条 入館者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないこと。
- (2) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (3) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) 健康館を不潔にしないこと。
- (5) 使用する施設及び目的に適した服装、履物等を着用すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員から指示されたこと。

(使用料等)

第13条 条例第8条第1項及び第2項の市長が定める使用料は、別表第2のとおりとする。

- 2 市長は、条例第2条第1項後段の規定により変更の許可をしたときは、既納の使用料を変更後の使用の許可に係る使用料（以下この項において「変更後の使用料」という。）の全部又は一部に充てることができる。この場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、当該残額は還付しないものとし、変更後の使用料に不足額が生じたときは、当該不足額を直ちに使用者に追加納付させるものとする。
- 3 第10条第3項の規定により使用の許可をした場合において、既納の使用料に残額が生じたときは、前項後段の規定にかかわらず、当該残額を還付するものとする。

4 条例第8条第3項の規定に基づき使用料を後納させることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体
 - (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に認める者
- (使用料の減免)

第14条 条例第8条第4項の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 本市又は条例第17条の規定により健康館の管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用する場合 全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が公益上特にその必要があると認める場合 市長が必要と認める額

2 条例第8条第4項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立のびやか健康館使用料減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付せざることがある。

(使用料の還付)

第15条 条例第8条第5項ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、第10条第2項の規定により使用の許可の変更を承認した場合は、第2号の規定は適用しない。

- (1) 天災地変その他使用者の責めに帰さない事故により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額
- (2) 使用者が、屋内フリーコート、グラウンド、研修室又はバーベキュー施設を使用しようとする日の7日前の日までに使用許可の取消しを受けた場合 既納の使用料の全額

2 使用料の還付を受けようとする者は、堺市立のびやか健康館使用料還付申請書（様式第6号）に使用許可書を添付して市長に提出しなければならない。

(施設等の破損等の届出)

第16条 使用者及び入館者は、健康館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、直ちに堺市立のびやか健康館破損（滅失）届（様式第7号）により市長に届け出て、係員の指示を受けなければならない。

(使用終了の届出)

第17条 使用者は、健康館（駐車場を除く。）の使用を終えたときは、直ちに係員に届け出て、その検査を受けなければならない。

(駐車場の管理運営等)

第18条 駐車場の供用時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 駐車場の休場日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は臨時に休場し、若しくは開場することができる。

(1) 水曜日

(2) 12月29日から翌年の1月4日までの日

3 条例第12条第1項の市長が定める使用料（次項において「駐車料金」という。）は、別表第3のとおりとする。

4 条例第12条第3項の規定により駐車料金を減額し、又は免除することができる車両及びその減免額は、次のとおりとする。

(1) 本市又は他の地方公共団体の公用自動車 全額

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める車両 市長が必要と認める額
(指定管理者の指定の手続)

第19条 条例第19条第2項の申請書は、堺市立のびやか健康館指定管理者指定申請書（様式第8号）とする。

2 条例第19条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類

(2) 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類

(3) 役員名簿

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

(委任)

第20条 この規則に定めるもののほか、健康館の管理及び運営について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の堺市立のびやか健康館条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1、別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の堺市立のびやか健康館条例施行規則の規定によりなされている処分、手続その他の行為は、新規則の相当の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(施行前の準備行為)

4 施行日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、この規則の施行前においても、新規則の規定の例により行うことができる。

別表第1（第2条関係）

1 屋内施設

名称	開館時間
屋内フリーコート	午前10時から午後9時まで
フィットネスルーム、浴場及びプール	
研修室	

2 屋外施設

名称	開館時間
グラウンド	午前10時から午後7時まで
バーベキュー施設	午前11時から午後5時まで

別表第2（第13条関係）

1 専用使用料

区分	金額
屋内フリーコート	全面・1時間 26,740円
	半面・1時間 13,370円
	1／3面・1時間 8,910円
グラウンド	全面・1時間 3,080円
	1／3面・1時間 1,020円
研修室	1部屋・1時間 2,050円
バーベキュー施設	1炉・1時間 800円

備考 許可を得て、屋内フリーコート又は研修室の開館時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額の1時間相当額を徴収する。

2 共用使用料

区分	金額
浴場	大人 660円
	小人 330円
浴場及びプール	大人 1,330円
	小人 660円
1人・1月	6,600円
フィットネスルーム、浴場及びプール	1人・1回 2,460円
	1人・1月 9,250円

備考 この表において「小人」とは、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

にある者をいう。

3 附属設備の使用料

区分	単位	金額
グラウンド	全面・1時間	600円
	1／3面・1時間	200円

別表第3（第18条関係）

区分	単位	金額
駐車場	1台・1時間	510円

様式第1号（第3条関係）

堺市立のびやか健康館使用申請書

年 月 日

堺市長 殿

申請者 住 所(所在地)

フリガナ(名称)

印

(代表者氏名)

生 年 月 日

(代表者生年月日)

電 話 番 号

堺市立のびやか健康館条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり堺市立の
びやか健康館の使用を申請します。

使 用 目 的				※申請番号	第 号
使 用 日 時	年 月 日(曜日)	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
施 設 名				施 設 番 号	
使 用 責 任 者	氏 名				
	連絡先	電話番号 ()			
※使 用 料	円				
申請に当たっては、次の内容を御確認の上、□にレを記入してください。 <input type="checkbox"/> 使用に当たっては、堺市立のびやか健康館条例等の法令及び施設管理者の指示を遵守し、節度ある施設の使用を約束します。 <input type="checkbox"/> 秩序又は風俗を乱す行為や施設等を破損する等の行為を行わないことを誓約します。 <input type="checkbox"/> 堀市暴力団排除条例に基づき、本施設の利用が暴力団の利益となる活動に該当すると認められるときは、使用を許可されず、許可を取り消されても異議のないことを誓約します。					
※備 考					

注意

- 1 堀市暴力団排除条例に基づき、申請内容等の確認のため必要に応じて、関係機関に申請者の住所、氏名等申請書に記載されている情報を提供することがあります。
団体申請の場合は、役員名簿等の提出を求めることがあります。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第2号（第4条関係）

堺市立のびやか健康館共用 使用券	氏名
	(利用種別)
(利用種別) 円	円
のびやか健康館	のびやか健康館

様式第3号（第6条関係）

(表面)

堺市立のびやか健康館使用許可書

年　月　日

申請者 住 所(所在地)

氏 名(名称)

(代表者氏名)

様

電話番号

堺市長

印

堺市立のびやか健康館の使用について、裏面の条件を付して、次のとおり許可します。

使 用 目 的			許 可 番 号	第 号
使 用 日 時	年 月 日(曜日)	午前 午後	時から	午前 午後
施 設 名			施 設 番 号	
使 用 責 任 者	氏 名			
	連 絡 先	電話番号 ()		
使 用 料	円			
備 考				

注意 裏面の使用許可条件をよくお読みください。

(裏面)

使　用　許　可　条　件

- 1 準備と後片付けは、使用時間内にしてください。
- 2 この使用許可書は、常に携帯し、係員が要求するときは、これを提示してください。
- 3 許可なく使用内容を変更しないでください。
- 4 使用権を他人に譲渡し、他人に使用させ、又は許可を受けた目的以外に使用しないでください。
- 5 施設、附属設備その他器具備品等は、善良な管理者の注意をもって使用してください。もし、当該施設等を破損し、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことになります。
- 6 使用する施設及び目的に適した服装、履物等を着用してください。
- 7 係員の指示に従い、使用終了前に使用した施設、附属設備その他器具備品等を整備してください。
- 8 所定の場所以外で飲食し、又は火気の使用（喫煙を含む。）をしないでください。
- 9 非常口、消火設備等の周りには、物を置かないでください。
- 10 堀市立のびやか健康館条例又は堺市立のびやか健康館条例施行規則の規定その他係員の指示に違反したときは、使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがあります。この場合において、使用者に損害が発生しても、本市は、その責めを負いません。
- 11 前各項に定めるもののほか、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことがあります。

様式第4号（第10条関係）

堺市立のびやか健康館使用許可変更申請書

年　月　日

堺市長 殿

申請者 住 所(所在地)

氏 名(名 称)

印

(代表者氏名)

電 話 番 号

堺市立のびやか健康館の使用の許可の変更について、堺市立のびやか健康館条例施行規則第10条第1項の規定により、使用許可書を添えて次のとおり申請します。

1 使用許可番号	年 月 日付け 第 号			
2 変更事項	変更前	変更後		
(1) 使用予定日時	年 月 日 時から 時まで	年 月 日 時から 時まで		
(2) 使用予定施設				
3 変更の理由				
※ 堺市処理欄	※ 承認	変更後の金額	円	照合者
		既納額	円	
	※ 不承認	差額	円	
		既納額照合	年 月 日納入	

注意

- 1 再度の変更は、できません。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第5号（第14条関係）

堺市立のびやか健康館使用料減免申請書

年　月　日

堺市長 殿

申請者 住 所(所在地)

氏 名(名 称)

(代表者 氏名)

電 話 番 号

堺市立のびやか健康館の使用料の減免について、堺市立のびやか健康館条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 日 時	年 月 日(曜日)	午前 午後	時から	午前 午後	時まで
使用申請施設					
行 事 名 称					
使用申請附属設備					
減免申請の理由					
※ 使 用 料 額	円		備 考		
※ 減 免 額	円				
※ 差 引 納 付 額	円				

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第6号（第15条関係）

堺市立のびやか健康館使用料還付申請書

年　月　日

堺市長 殿

申請者 住 所(所在地)

氏 名(名称)

(代表者氏名)

電 話 番 号

堺市立のびやか健康館の既納の使用料の還付について、堺市立のびやか健康館条例施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 許 可	年 月 日 付 け 第 号
還 付 の 理 由	
使 用 申 請 施 設	
使 用 申 請 附 屬 設 備	
既 納 の 使 用 料	円
※堺市立のびやか健康館条例施行規則第15条第1項に規定する還付金額	円

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第7号（第16条関係）

堺市立のびやか健康館破損(滅失)届

年 月 日

堺市長 殿

届出者 住 所(所在地)

氏 名(名称)

(印)

(代表者氏名)

電 話 番 号

堺市立のびやか健康館の施設、附属設備その他器具備品等を破損(滅失)したので、堺市立のびやか健康館条例施行規則第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

については、堺市立のびやか健康館条例第6条第2項第1号の規定により、指示された方法によって損害を賠償します。

1 破 損 (滅 失) 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分
2 破損(滅失)箇所又は物件	
3 破損(滅失)の内容又は程度	

※賠償年月日	年 月 日
※指示賠償額	円
※賠 償 額	円

注意 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第8号（第19条関係）

堺市立のびやか健康館指定管理者指定申請書

年　月　日

堺市長 殿

申請者 所 在 地

団 体 名

フ リ ザ ナ
代表者氏名

(印)

生 年 月 日

堺市立のびやか健康館の指定管理者の指定を受けたいので、堺市立のびやか健康館条例第19条第2項の規定により申請します。

注意 申請に当たっては、次の書類を添付してください。

- 1 堀市立のびやか健康館の管理運営に係る事業計画書及び収支予算書
- 2 財務諸表等経営の状況を示す書類
- 3 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
- 4 法人の登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類
- 5 役員名簿
- 6 その他市長が特に必要があると認める書類



堺市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

堺市規則第17号

堺市立幼保連携型認定こども園園則の一部を改正する規則

堺市立幼保連携型認定こども園園則（平成28年規則第87号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

（幼保連携型認定こども園の評価）

第21条 市長は、幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業（以下「教育及び保育等」という。）の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表しなければならない。

- 2 市長は、前項の評価の結果について、当該幼保連携型認定こども園の園児の保護者その他の当該幼保連携型認定こども園の関係者（当該幼保連携型認定こども園の職員を除く。）による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市長は、教育及び保育等の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けるよう努めるものとする。
- 4 市長は、第2項の評価を行った場合又は前項の評価を受けた場合においては、別に定めるところにより、その結果を公表しなければならない。

別表第1 堺市立百舌鳥こども園の項を削る。

別表第2中

「
| 堺市立宮園こども園 | を
| 堺市立百舌鳥こども園 |
」

「
| 堺市立宮園こども園 | に
| |
」

改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

堺市財産規則の一部を改正する等の規則を公布する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

堺市規則第18号

堺市財産規則の一部を改正する等の規則

(堺市財産規則の一部改正)

第1条 堺市財産規則(昭和39年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第53条第2項第2号中「及び堺市立こども園保育所」を削る。

(堺市立保育所児童に係る独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則の廃止)

第2条 堺市立保育所児童に係る独立行政法人日本スポーツ振興センターの共済掛金に関する規則(平成4年規則第15号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

告 示

堺市告示第84号

堺市長の倫理に関する条例施行規則(平成18年規則第102号)第20条第4項において準用する同規則第18条第3項の規定により、市長の平成30年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

1 閲覧開始の日

平成31年4月3日(水)

2 閲覧場所

堺市役所本庁舎 市政情報センター
堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー

3 閲覧日及び閲覧時間

(1) 閲覧日

市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日

(2) 閲覧時間

市政情報センター

平日 午前9時から午後5時30分まで

市政情報コーナー

平日 午前9時から午後5時15分まで

~~~~~

### 堺市告示第85号

ラブホテル建築等の規制に係る施設の指定について（平成26年告示第88号）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

本則の表堺市民芸術文化ホール予定地の項中「堺市民芸術文化ホール予定地」を「堺市民芸術文化ホール」に改め、同表東雲西町にりんそう広場予定地の項を削り、同表堺市立文化館の項中「ベルマージュ堺」を「ベルマージュ堺」に改め、同表8号緑の広場の項、西初芝（ちびっこ老人憩いの広場）の項、原田自治会ミニ・スポーツ広場の項及び向丘校区自治連合協議会ミニ・スポーツ広場の項を削り、同表中

「

|            |              |   |
|------------|--------------|---|
| 福泉中央校区地域会館 | 堺市南区野々井909—3 | を |
| 」          |              |   |

「

|             |                   |   |
|-------------|-------------------|---|
| 福泉中央校区地域会館  | 堺市南区野々井909—3      | に |
| 野々井自治会多目的広場 | 堺市南区野々井94—2、94—12 |   |
| 」           |                   |   |

改め、同表東雲東町三町会ミニ・スポーツ広場の項、府営2丁3番（ちびっこ老人憩いの広場）の項及び今井（ちびっこ老人憩いの広場）の項を削る。

~~~~~

堺市告示第86号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
公益財団法人 浅香山病院	堺市堺区今池町3-3-16	腎臓に関する医療	平成31年3月1日
独立行政法人労働者健康安全機構 大阪労災病院	堺市北区長曾根町1179-3	腎臓に関する医療	平成31年3月1日
柿原クリニック	堺市西区浜寺公園町1-12-10	腎臓に関する医療	平成31年3月1日
医療法人好輝会 梶本クリニック分院	堺市北区中百舌鳥町4-615-1	腎臓に関する医療	平成31年3月1日
医療法人恵泉会 堺温心会病院	堺市中区深井清水町2140-1	腎臓に関する医療	平成31年3月1日
医療法人統貴会 泉北クリニック	堺市南区土佐屋台1567	腎臓に関する医療	平成31年3月1日
医療法人良秀会 泉北藤井病院	堺市南区泉田中3100-19	腎臓に関する医療	平成31年3月1日
医療法人良秀会 津久野藤井クリニック	堺市西区神野町3-2-28	腎臓に関する医療	平成31年3月1日
社会医療法人頌徳会 日野クリニック	堺市中区深井中町1248	腎臓に関する医療	平成31年3月1日
社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市堺区協和町4-465	整形外科に関する医療	平成31年3月1日
社会医療法人同仁会 耳原総合病院	堺市堺区協和町4-465	腎臓に関する医療	平成31年3月1日
アツミ薬局	堺市東区日置荘西町1-15-22	薬局	平成31年3月1日

おはな薬局	堺市中区深井沢町3140番地	薬局	平成31年3月1日
オリーブ薬局	堺市東区北野田615-7	薬局	平成31年3月1日
くすのき薬局	堺市堺区緑ヶ丘南町3-2-18	薬局	平成31年3月1日
ココカラファイン薬局 上野芝楽市店	堺市西区上野芝町2-7-3 西友楽市堺上野芝店内	薬局	平成31年3月1日
ツクノ薬局	堺市西区津久野町1-1-1	薬局	平成31年3月1日
どんぐり薬局 なかもず店	堺市北区中百舌鳥町2-8	薬局	平成31年3月1日
ナンバーワン薬局	堺市南区御池台3-1-17	薬局	平成31年3月1日
フヂタ薬局	堺市西区浜寺石津町中4-10-21	薬局	平成31年3月1日

~~~~~  
堺市告示第87号

大阪府に委託した児童自立支援施設に関する事務の一部を次の規約により変更するので、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第  
252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の一部を改正する規約

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約（平成18年告示第121号）の一部を  
次のように改正する。

第5条中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

~~~~~  
堺市告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

道路区域決定調書

路線名	区間	敷地の		備考
		幅員m	延長m	
新家日置荘線	東区野尻町105番3地先から	16.00		
	東区日置荘西町4丁945番16地先まで	83.00	439.00	(01039)
草尾西野1号線	東区草尾663番1地先から	18.00		
	東区西野428番14地先まで	32.00	715.00	(0175)

堺市告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 国道、府道及び市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間	旧	敷地の		備考
		新	幅員m	延長m	
国道310号	東区草尾660番2地先から	旧	10.65 11.50	242.00	(K0310)
	東区草尾630番2地先まで	新	16.00 16.00	242.00	
大阪狭山線(現)	東区八下町2丁2番3地先から	旧	6.40 7.85	220.00	(F0026)
	東区八下町1丁154番地先まで	新	35.00 58.00	220.00	
大阪狭山線(現)	美原区南余部153番4地先から	旧	7.42 15.13	461.14	(F0026)
	東区北野田579番2地先まで	新	7.42 15.13	461.14	
	美原区南余部238番2地先から	新	35.00	500.00	
	東区北野田566番2地先まで		42.00		
深井畠山宿院線	堺区百舌鳥夕雲町2丁207番2地先から	旧	7.06 14.35	450.00	(F0197)
	北区百舌鳥本町1丁16番2地先まで	新	16.00 77.00	450.00	
大阪和泉泉州線	堺区南陵町1丁2番1地先	旧	15.70 15.80	130.00	(F0030)
	堺区石津町2丁851番79地先	新	22.00 45.00	130.00	
我堂金岡線(現)	北区金岡町325番1地先	旧	5.95 13.30	1385.38	(F0192)
	北区金岡町1943番21地先	新	5.95 13.30	1385.38	
	北区金岡町2539番地先	新	22.00	853.00	
	北区金岡町1870番5地先		65.00		
金岡白鷺2号線	北区金岡町1865番24地先	旧	2.23 10.25	1437.80	(F0583)
	東区白鷺町1丁1181番1地先	新	2.23 10.25	1437.80	
	北区金岡町1820番3地先	新	22.00	828.00	
	東区白鷺町1丁1181番1地先		71.00		
下田深井中町線	西区神野町1丁848番7地先	旧	2.00 12.15	48.00	(02043)
	西区神野町1丁857番24地先	新	2.00 24.15	48.00	
神野上野芝向ヶ丘1号線	西区神野町1丁857番6地先	旧	5.17 9.77	45.00	(F0001)
	西区神野町1丁859番6地先	新	12.00 22.77	45.00	

堺市告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
上19号線	西区上450番2地先	旧	2.80 3.73	14.27	(加0119)
	西区上450番2地先	新	3.40 4.56	14.27	

堺市告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 府道及び市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	敷地の		備考
		旧 新	幅員m	
石津上線	堺区石津町3丁1240番54地先	旧	6.63 6.70	3.23 (2022) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区石津町3丁1240番54地先	新	6.7 6.70	3.23
海山5号線	堺区海山町1丁7番1地先	旧	3.68 4.18	20.84 (#037) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区海山町1丁7番6地先	新	4.94 5.44	20.84
三宝3号線	堺区三宝町3丁221番8地先	旧	3.95 3.96	7.69 (#009) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区三宝町3丁221番8地先	新	4.33 4.33	7.69
幸通御陵通1号線	堺区神保通1番5地先	旧	5.40	2.00 (#017) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区神保通1番5地先	新	5.40	2.00
緑町7号線	堺区緑町2丁80番1地先	旧	3.13 4.18	21.18 (#025) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区緑町2丁80番1地先	新	3.92 4.70	21.18
南三国ヶ丘12号線	堺区南三国ヶ丘町2丁94番2地先	旧	3.74 4.00	12.89 (#196) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区南三国ヶ丘町2丁94番2地先	新	3.88 4.00	12.89
大野芝7号線	中区大野芝町135番3地先	旧	3.00 3.60	26.75 (#106) 開発に伴う寄付 関係分
	中区大野芝町135番3地先	新	3.50 3.80	26.75
毛穴20号線	中区毛穴町338番9地先	旧	2.90 3.92	17.10 (#021) 開発に伴う寄付 関係分
	中区毛穴町338番11地先	新	3.80 4.32	17.10
土師9号線	中区土師町2丁1033番1地先	旧	2.87 2.98	14.66 (#032) 開発に伴う寄付 関係分
	中区土師町2丁1033番1地先	新	3.44 3.49	14.66
土師13号線	中区土師町2丁1033番1地先	旧	2.26 2.53	18.96 (#036) 開発に伴う寄付 関係分
	中区土師町2丁1033番1地先	新	3.13 3.17	18.96
土師22号線	中区新家町287番29地先	旧	3.26 4.95	23.18 (#045) 開発に伴う寄付 関係分
	中区新家町287番31地先	新	3.66 5.35	23.18

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	敷地の		備考	
		旧 新	幅員m	延長m	
東山北野田線	東区草尾695番4地先	旧	3.31 3.39	10.55	(2033) 開発に伴う寄付 関係分
	東区草尾695番4地先	新	3.90 4.00	10.55	
大美野22号線	東区大美野91番94地先	旧	3.22 3.32	21.77	(2311) 開発に伴う寄付 関係分
	東区大美野91番94地先	新	3.61 3.66	21.77	
草尾9号線	東区草尾695番4地先	旧	2.99 3.95	36.14	(2059) 開発に伴う寄付 関係分
	東区草尾695番7地先	新	4.00 4.00	36.14	
草尾21号線	東区草尾695番7地先	旧	2.15 2.25	13.71	(2071) 開発に伴う寄付 関係分
	東区草尾695番7地先	新	3.43 3.48	13.71	
日置荘北28号線	東区日置荘北町1丁70番236地先	旧	3.98	7.64	(2172) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘北町1丁70番236地先	新	3.99	7.64	
日置荘西22号線	東区日置荘西町1丁50番56地先	旧	5.50	1.15	(2210) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町1丁50番56地先	新	5.50	1.15	
菩提36号線	東区菩提町4丁38番161地先	旧	4.05	1.10	(2088) 開発に伴う寄付 関係分
	東区菩提町4丁38番161地先	新	4.05	1.10	
菩提37号線	東区菩提町5丁108番1地先	旧	3.70 4.11	35.28	(2089) 開発に伴う寄付 関係分
	東区菩提町5丁122番1地先	新	4.35 4.35	35.28	
上野芝4号線	西区上野芝町8丁332番166地先	旧	4.50	2.00	(2007) 開発に伴う寄付 関係分
	西区上野芝町8丁332番166地先	新	4.50	2.00	
鳳東5号線	西区鳳東町4丁372番1地先	旧	1.86 3.26	17.74	(2216) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳東町4丁372番1地先	新	2.93 4.35	17.74	
鳳南6号線	西区鳳南町2丁151番1地先	旧	3.13 3.60	16.68	(2245) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳南町2丁151番1地先	新	3.91 4.20	16.68	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧	敷地の		備考
		新	幅員m	延長m	
鳳南28号線	西区鳳南町2丁151番1地先	旧	9.00	2.81	(‡267) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳南町2丁151番1地先	新	9.00	2.81	
鳳南28号線	西区鳳南町2丁150番1地先	旧	3.58 4.13	5.49	(‡267) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳南町2丁150番1地先	新	4.13 4.14	5.49	
浜寺石津中16号線	西区浜寺石津町中3丁349番1地先	旧	2.50 3.45	18.38	(~073) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町中3丁349番1地先	新	3.25 3.73	18.38	
金岡13号線	北区金岡町2331番7地先	旧	4.00 4.45	20.89	(‡171) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2331番7地先	新	4.35 4.75	20.89	
金岡48号線	北区金岡町2331番7地先	旧	3.20 3.35	14.69	(‡206) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2331番7地先	新	3.55 3.70	14.69	
東浅香山14号線	北区東浅香山町2丁97番2地先	旧	4.01 4.05	19.13	(‡016) 開発に伴う寄付 関係分
	北区東浅香山町2丁97番8地先	新	4.05 4.34	19.13	
東浅香山14号線	北区東浅香山町2丁97番41地先	旧	3.90 4.05	19.89	(‡016) 開発に伴う寄付 関係分
	北区東浅香山町2丁119番1地先	新	4.05 4.35	19.89	
東浅香山14号線	北区東浅香山町2丁127番1地先	旧	3.89 3.96	21.49	(‡016) 開発に伴う寄付 関係分
	北区東浅香山町2丁127番1地先	新	4.29 4.35	21.49	
東浅香山14号線	北区東浅香山町2丁119番7地先	旧	3.95 4.04	48.45	(‡016) 開発に伴う寄付 関係分
	北区東浅香山町2丁119番9地先	新	4.32 4.39	48.45	
東浅香山14号線	北区東浅香山町2丁97番46地先	旧	3.85 4.02	29.14	(‡016) 開発に伴う寄付 関係分
	北区東浅香山町2丁97番49地先	新	4.27 4.42	29.14	
東上野芝百舌鳥本町1号線	北区百舌鳥本町3丁409番10地先	旧	3.68 4.55	11.50	(‡116) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥本町3丁409番10地先	新	3.84 4.55	11.50	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧	敷地の		備考
		新	幅員m	延長m	
東上野芝4号線	北区東上野芝町2丁308番1地先	旧		2.64	(t121) 開発に伴う寄付 関係分
	北区東上野芝町2丁308番1地先	新	8.20	2.64	
百舌鳥赤畠30号線	北区百舌鳥赤畠町4丁327番1地先	旧	3.67	13.25	(t056) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畠町4丁327番1地先	新	4.84 4.84	13.25	
大饗4号線	美原区大饗213番3地先	旧	2.90 3.12	19.32	(t602) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区大饗213番4地先	新	3.36 3.58	19.32	
砂道高須1号線	堺区高須町1丁1番1地先	旧		187.52	(x001) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	堺区高須町1丁17番1地先	新	5.45 6.00	187.52	
高須北清水1号線	堺区高須町1丁17番1地先	旧		2.47	(x001) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	堺区高須町1丁17番1地先	新	7.27	2.47	
高須1号線	堺区高須町1丁17番地1地先	旧		101.27	(x033) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	堺区高須町1丁17番地1地先	新	5.45 6.00	101.27	
下田深井中町線	中区深井中町1216番7地先	旧	4.18 4.25	53.19	(2043) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区深井中町1216番7地先	新	5.44 5.48	53.19	
土師25号線	中区土師町4丁1886番9地先	旧	2.50 3.85	42.49	(x048) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区土師町4丁1886番12地先	新	4.60 5.30	42.49	
草部13号線	西区草部944番7地先	旧	2.32 2.70	42.19	(x029) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区草部944番6地先	新	4.35 4.35	42.19	
菱木69号線	南区高尾1丁359番1地先	旧	3.00 5.00	85.63	(t387) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	南区高尾1丁359番1地先	新	4.85 6.85	85.63	
和田11号線	南区和田東317番3地先	旧	9.60 9.72	0.70	(y011) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	南区和田東317番3地先	新	9.60 9.85	0.70	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	敷地の		備考
		旧 新	幅員m 延長m	
南花田33号線	北区南花田町354番1地先	旧	4.70 2.35	(§559) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区南花田町354番1地先	新	4.70 2.35	
西藤井寺線(現)	美原区多治井418番1地先	旧	4.62 5.43 18.91	(F190) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区多治井491番5地先	新	5.30 6.07 18.91	

公 告

堺市公告第157号

堺市立文化館条例（平成11年条例第28号）第27条第2項及び第28条第1項第2号の規定に基づき、堺市立文化館の利用料金、開館時間及び休館日を指定管理者が定めたので、同条例第27条第3項（同条例第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

1 利用料金

(1) 堺アルフォンス・ミュシャ館の観覧料

区分	観覧料（1人1回につき）
一般	500円（400円）
高校生・大学生	300円（240円）
小学生・中学生	100円（80円）

※（ ）内は20人以上100人未満の団体料金

※未就学児は無料

※堺市在住の65歳以上の者とその介護者は無料

※身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とその介護者は無料

(2) ギャラリーの使用料

区分	1日料金	6日間料金
3階	もず1	6,200円
	もず2	6,200円
	やなぎ1	4,200円
	やなぎ2	4,200円
	3階全室	20,800円
2階	つつじ1	5,000円
	つつじ2	5,000円
	しょうぶ1	3,500円

しょうぶ2	7,000円	42,000円
2階全室	20,500円	123,000円
全館	41,300円	247,800円

※ 入場料その他これに類するものを徴収するときは、基本使用料にその5割を加算する。

2 開館時間

(1) 堺 アルフォンス・ミュシャ館

午前9時30分から午後5時15分まで（入館は午後4時30分まで）

(2) ギャラリー

午前9時30分から午後7時まで

3 休館日

- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は開館する。）
- (2) 休日の翌日（その日が土曜日若しくは日曜日又は休日に当たる場合は開館する。）
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日



堺市公告第158号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

1 予防接種の種類 風しん5期

2 予防接種の対象者

本市の区域内に住所を有する昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性。ただし、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。

3 実施期間 平成31年3月25日から平成31年3月31日まで

4 実施場所 保健所長が指定する場所

5 自己負担金 無料

6 接種不適当者（接種を受けることが適当でない者）

- (1) 明らかに発熱している者（通常は体温が37.5℃以上の者をいう。）
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者（急性の病気で薬を飲んでいる者を含む。）
- (3) 風しん単抗原ワクチン又は麻しん風しん混合（MR）ワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある者
- (4) 接種前3か月以内にガンマグロブリンの投与（200mg/kg以上の大量投与の場合は6か月）を受けた者
- (5) その他予防接種を受けることが不適当な状態にある者

7 接種要注意者（接種の判断を行うに際し注意を要する者）

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患又は発育障害等の基礎疾患有する者
- (2) 過去にけいれんの既往のある者
- (3) 風しん単抗原ワクチン又は麻しん風しん混合（MR）ワクチンの成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

~~~~~

堺市公告第159号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

平成30年度 第12号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

平成31年3月7日

堺市

## 1 利用権設定各箇明細

| 利用権の設定を受ける者(借り手) |       |       | 利用権を設定する者(貸し手) |          |                     | 設定する利用権                                   |                |                           |            |           |            |       |          |
|------------------|-------|-------|----------------|----------|---------------------|-------------------------------------------|----------------|---------------------------|------------|-----------|------------|-------|----------|
| 住所               | 氏名    | 所在    | 地番             | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                                        | 氏名             | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容         | 始期        | 終期         | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市南区福築2丁1737番地   | 寺山 久  | 西区太引寺 | 175            | 田        | 684                 | 堺市西区神野町2丁1-24                             | 辻 明和           | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 平成31年4月1日 | 平成34年3月31日 | -     | -        |
|                  |       | 西区太引寺 | 176            | 田        | 469                 |                                           |                |                           |            |           |            | -     | -        |
| 堺市東区北野田277番地1    | 島津 泰則 | 東区北野田 | 820            | 田        | 310                 | 堺市東区北野田440番地5                             | 静 繁子           | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 平成31年4月1日 | 平成34年3月31日 | -     | -        |
|                  |       | 東区北野田 | 820-1          | 田        | 23                  |                                           |                |                           |            |           |            | -     | -        |
|                  |       | 東区北野田 | 797-798合併      | 田        | 1,566               | 大阪府岸和田市池尻町523番地                           | 細本 美代子         | 使用貸借による<br>権利             | 田として<br>利用 | 平成31年4月1日 | 平成34年3月31日 | -     | -        |
|                  |       |       |                |          |                     | 大阪市阿倍野区松虫通3丁目6番5号<br>大阪市此花区高見1丁目3番33-1501 | 天白 恵子<br>寺村 兆子 |                           |            |           |            | -     | -        |
| 堺市美原区大瀬146番地21   | 北山 光春 | 中区見野山 | 195-1          | 畠        | 100                 | 堺市南区土佐磨台1499番地1                           | 樋川 普次          | 使用貸借による<br>権利             | 烟として利用     | 平成31年4月1日 | 平成34年3月31日 | -     | -        |
|                  |       | 中区見野山 | 195-4          | 畠        | 540                 |                                           |                |                           |            |           |            | -     | -        |
|                  |       | 中区見野山 | 195-5          | 畠        | 45                  |                                           |                |                           |            |           |            | -     | -        |
| 堺市南区富籬471番地      | 柳谷 延男 | 南区富籬  | 460            | 田        | 142                 | 堺市南区富籬295番地                               | 抽 冬 花子         | 使用貸借による<br>権利             | 烟として利用     | 平成31年4月1日 | 平成34年3月31日 | -     | -        |
|                  |       | 南区富籬  | 461            | 田        | 885                 |                                           |                |                           |            |           |            | -     | -        |

| 利用権の設定を受ける者(借り手)  |       | 利用権を設定する地主(貸し手) |        |          |                     | 利用権各款を定める者(貸し手)  |       |                           |                        | 設定する利用権    |    |        |           |
|-------------------|-------|-----------------|--------|----------|---------------------|------------------|-------|---------------------------|------------------------|------------|----|--------|-----------|
| 住所                | 氏名    | 所在              | 地番     | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所               | 氏名    | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容                     | 初期         | 終期 | 借賃料(円) | 借賃料の支払い方法 |
| 堺市南区茶山古2丁1番27号101 | 山田 駿也 | 南区畠             | 1579-1 | 田        | 178                 | 堺市南区畠113番地       | 森 岩男  | 使用賃料による<br>(解除条件付)        | 平成31年5月1日<br>として<br>利用 | 平成34年4月30日 | -  | -      | -         |
|                   |       | 南区畠             | 1579-2 | 田        | 350                 |                  |       |                           |                        |            |    |        |           |
|                   |       | 南区畠             | 1579-3 | 田        | 142                 |                  |       |                           |                        |            |    |        |           |
|                   |       | 南区畠             | 1590   | 田        | 168                 |                  |       |                           |                        |            |    |        |           |
|                   |       | 南区畠             | 1591   | 田        | 472                 |                  |       |                           |                        |            |    |        |           |
|                   |       | 南区畠             | 1592   | 田        | 62                  |                  |       |                           |                        |            |    |        |           |
|                   |       | 南区畠             | 1593   | 田        | 776                 |                  |       |                           |                        |            |    |        |           |
| 堺市北区金剛町2164番地1    | 芝尾 素典 | 東区石原町3丁         | 96     | 田        | 766                 | 堺市北区中百舌鳥町1119番1号 | 池上 共子 | 使用賃料による<br>権利             | 平成31年6月1日<br>として<br>利用 | 平成34年5月31日 | -  | -      | -         |
|                   |       |                 |        |          |                     |                  |       |                           |                        |            |    |        |           |
| 堺市中区篠阪6丁16番3号     | 福川 重廣 | 西区太平寺           | 641    | 田        | 1,117               | 堺市中区伏見42番地       | 坂下 正昭 | 使用賃料による<br>権利             | 平成31年6月1日<br>として<br>利用 | 平成34年5月31日 | -  | -      | -         |
|                   |       |                 |        |          |                     |                  |       |                           |                        |            |    |        |           |
| 堺市東区高松486番地       | 谷 好勝  | 美原区阿弥           | 153    | 田        | 2,254               | 堺市美原区阿弥311番地1    | 森 恒子  | 使用賃料による<br>権利             | 平成31年6月1日<br>として<br>利用 | 平成34年5月31日 | -  | -      | -         |
|                   |       |                 |        |          |                     |                  |       |                           |                        |            |    |        |           |
|                   |       | 美原区阿弥           | 198-1  | 田        | 1,242               |                  |       |                           |                        |            |    |        |           |

| 利用権の設定を受ける者(借り手) |         | 利用権を設定する地       |       |          |                     | 利用権を設定する者(貸し手) |       |                             |                         | 設定する利用権       |                         |       |          |
|------------------|---------|-----------------|-------|----------|---------------------|----------------|-------|-----------------------------|-------------------------|---------------|-------------------------|-------|----------|
| 住所               | 氏名      | 所在              | 地番    | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所             | 氏名    | 利用権の種類<br>及び適用されている<br>共通事項 | 内容                      | 始期            | 終期                      | 借賃(円) | 借賃の支払い方法 |
| 堺市中区上之433番地3     | 有限会社 然葉 | 南区逆瀬川           | 91    | 田        | 469                 | 堺市南区逆瀬川1086番地1 | 尾下 守弘 | 賃借権<br>用として<br>利用           | 平成34年4月1日<br>平成34年3月31日 | 20,000        | 毎年末までに<br>賃貸人宅へ<br>持参   |       |          |
|                  |         | 南区逆瀬川           | 92    | 田        | 59                  |                |       |                             |                         |               |                         |       |          |
|                  |         | 南区逆瀬川           | 93    | 田        | 505                 |                |       |                             |                         |               |                         |       |          |
|                  |         | 南区逆瀬川           | 94    | 田        | 181                 |                |       |                             |                         |               |                         |       |          |
|                  |         | 南区逆瀬川           | 95    | 田        | 413                 |                |       |                             |                         |               |                         |       |          |
|                  |         | 南区逆瀬川           | 96    | 田        | 423                 |                |       |                             |                         |               |                         |       |          |
|                  |         | 堺市美原区菅生178番地101 | 杉田 高織 | 美原区平尾    | 493                 | 田              | 823   | 堺市東区青尾1175                  | 西尾 光子                   | 使用貸借による<br>権利 | 平成34年4月1日<br>平成34年3月31日 | -     | -        |
|                  |         | 堺市東区高松486番地     | 谷 好勝  | 東区文六     | 51                  | 田              | 561   | 堺市東区高松164番地1                | 楠本 辰作                   | 使用貸借による<br>権利 | 平成34年6月1日<br>平成34年5月31日 | -     | -        |
|                  |         |                 |       | 東区文六     | 54-1                | 田              | 899   |                             |                         |               |                         |       |          |

| 利用権の設定を受ける者(借り手)                       |       |      |     | 利用権を設定する者(貸し手)      |                                           |            |       | 設定する利用権                   |              |           |            |        |                      |
|----------------------------------------|-------|------|-----|---------------------|-------------------------------------------|------------|-------|---------------------------|--------------|-----------|------------|--------|----------------------|
| 住所                                     | 氏名    | 所在   | 地番  | 現況<br>地目            | 地積(m <sup>2</sup> )                       | 住所         | 氏名    | 利用権の種類<br>及び適用される<br>共通事項 | 内容           | 始期        | 終期         | 借賃料(円) | 借賃の支払い方法             |
| 大阪府中央区南本町2丁目1番8号<br>一棟財团法人<br>大阪府みどり公社 | 中区陶器北 | 2141 | 田   | 992                 | 堺市中区辻之68番地<br>兵庫県尼崎市東灘町<br>5丁目30番24-1006号 | 坂上 エリ子     | 坂上 勝頼 | 借用賃借による<br>権利(みどり公社①)     | 借用権として<br>利用 | 平成31年5月1日 | 平成36年4月30日 | -      | -                    |
|                                        |       |      |     |                     |                                           | 坂市中区辻之68番地 | 坂上 正頼 |                           |              |           |            |        |                      |
|                                        |       | 2358 | 田   | 1,222               | 堺市中区陶器北372番地                              | 浅野 史雄      |       | 賃借権<br>(みどり公社②)           | 賃借権として<br>利用 | 平成31年5月1日 | 平成40年6月30日 | 9,100  | 毎年度<br>特定口座に<br>振り込み |
|                                        | 11名   |      | 32軒 | 18838m <sup>2</sup> |                                           | 18名        |       |                           |              |           |            |        |                      |

**使用貸借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 解約権の留保の禁止**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(2) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(3) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(4) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(5) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

**(6) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(7) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(8) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

## 賃 貸 借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付  
(法 18-2-6)

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

### （1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### （2）解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### （3）利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### （4）転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### （5）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### （6）租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### （7）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は（3）により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代價を請求してはならない。

### （8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させこととなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させこととなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 励告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講すべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

みどり公社①

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

### (2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

### (6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

### (11) 利用権の解約・解除

ア 甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむ

をえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、利用権を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は<br>改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の<br>費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について<br>甲の償還すべき額及び方法 | 備<br>考 |
|----------------|------------------------------|--------------------------------|--------|
|                |                              |                                |        |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類        | 負担区分の内容 | 備<br>考 |
|----------------|---------|--------|
| 賦課金<br>(水利費含む) | 地権者負担   |        |

みどり公社②

## 2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 利用権の設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の利用権は、この農用地利用集積計画の公告により設定される。

### (2) 借賃の増減額請求

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があつても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

### (3) 借賃の改定

この農用地利用集積計画を定めた後、借賃の改定に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改定する。但し、貸借開始から5年間は据え置く。

### (4) 借賃の支払猶予

甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

### (5) 転貸

乙は、当該土地を、甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

### (6) 借賃の減額

利用権の目的物が農地である場合で、目的物の転借人から乙に対して農地法第20条の規定に基づく借賃の減額請求があり、乙が当該借賃を減額する場合には、乙は甲に対して、借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定める。

### (7) 境界の明示

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界について合意を得ておく。

### (8) 負担の除去

甲は、当該土地の利用権設定の始期までに、乙の利用権の行使を阻害する負担を除去するとともに、利用権の存続期間中においても、利用権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

### (9) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は転借人に修繕させることができる。この場合において、乙又は転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

### (10) 租税公課の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業災害補償法に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによる。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、乙が転借人に負担させる。

### (11) 利用権の解約・解除

ア 甲及び乙は、利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。ただし、やむ

をえない事由により存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

イ 乙は、2年を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき、又は、災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったときは、大阪府知事の承認を受けて、利用権を解除することができる。

(12) 当該土地の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町村が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(14) 利用権取得者の責務

乙は、転借人に対し、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

| 修繕又は<br>改良の工事名 | 甲及び乙並びに転借人の<br>費用に関する支払区分の内容 | 乙及び転借人の支払額について<br>甲の償還すべき額及び方法 | 備<br>考 |
|----------------|------------------------------|--------------------------------|--------|
|                |                              |                                |        |

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

| 賦課金等の種類        | 負担区分の内容 | 備<br>考 |
|----------------|---------|--------|
| 賦課金<br>(水利費含む) | 転借人負担   |        |



堺市公告第160号

南部大阪都市計画公園の変更の案の作成に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する予定であるので、堺市都市計画公聴会要綱（平成15年制定）第3条の規定により公告する。

なお、同要綱第4条の規定に基づく公述の申出がないときは、公聴会は、開催しないものとする。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

1 都市計画の原案の概要等

別紙のとおり

2 公聴会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 平成31年4月17日（水）午前10時から

(2) 場所 堀市堺区南瓦町3番1号

堺市役所本館地下1階 大会議室

3 公述申出書に関する事項

(1) 公述申出手続

公聴会で意見を述べることを希望する者は、都市計画の原案の名称（南部大阪都市計画公園の変更）、住所、氏名、電話番号、意見の要旨等を記載した公述申出書を持参又は郵送により提出すること。

なお、公述人が意見を述べることができる時間は、1人30分以内とする。

(2) 提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課 高層館16階

所在地：〒590-0078 堀市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

(3) 提出期限

平成31年4月5日（金）（必着）

4 傍聴に関する事項

(1) 傍聴手続

公聴会を傍聴しようとする者は、案件名（都市計画公園）、住所、氏名、電話番号及び傍聴を希望する旨を記載して、はがき又は電子メールにより申し出ること。（先着順）

(2) 申出先

- ア はがきによる場合 3(2)に同じ。
- イ 電子メールによる場合 tokei@city.sakai.lg.jp

(3) 申出期限

平成31年4月5日（金）（必着）

(4) 傍聴者の定員

20人

5 都市計画の原案の概要等の掲示場所及び掲示期間

(1) 掲示場所

市政情報センター（堺市役所高層館3階）、各区役所市政情報コーナー及び都市計画課（堺市役所高層館16階）

(2) 掲示期間

平成31年3月22日（金）から平成31年4月5日（金）まで

## 別紙 都市計画の原案の概要等

## 【案件 都市計画公園】

- ア 原案の名称  
南部大阪都市計画公園の変更  
イ 原案の概要

( )内は変更前

| 種 別            | 名 称                       |                | 位 置                      | 面 積                |
|----------------|---------------------------|----------------|--------------------------|--------------------|
|                | 番号                        | 公園名            |                          |                    |
| 近隣公園           | 3・3・201-18                | 三原公園           | 堺市南区三原台1丁<br>及び三原台3丁地内   | (約2.6ha)<br>約2.2ha |
| (地区公園)<br>近隣公園 | (4・4・201-4)<br>3・3・201-37 | 田園公園           | 堺市南区三原台1丁<br>及び三原台2丁地内   | (約8.0ha)<br>約3.3ha |
| ( - )<br>地区公園  | ( - )<br>4・4・201-16       | ( - )<br>泉ヶ丘公園 | ( - )<br>堺市南区茶山台1丁<br>地内 | ( - )<br>約5.5ha    |

堺市公告第161号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づく認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

平成31年3月22日

堺市長 竹山修身

1 認定年月日及び認定番号 平成31年3月11日 第E-9号

2 対象区域 堺市堺区南瓦町28番4、29番1、地先里道

3 縦覧場所 堺市役所高層館13階  
堺市建築都市局開発調整部建築安全課

### 上下水道局管理規程

堺市環境整備資金貸付基金条例施行規程を廃止する規程を公布する。

平成31年3月22日

堺市上下水道事業管理者 出来明彦

堺市上下水道局管理規程第2号

堺市環境整備資金貸付基金条例施行規程を廃止する規程

堺市環境整備資金貸付基金条例施行規程（平成16年上下水道局管理規程第10号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現にこの規程による廃止前の堺市環境整備資金貸付基金条例施行規程第10条の規定による貸付けを受けている者に係る貸付金の償還等については、な

お従前の例による。



堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第3号

### 堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の一部を改正する規程

堺市指定排水設備工事業者等に関する規程（平成16年上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「並びに」を「及び」に改める。

第15条中「をもってする」を「であるか」に改める。

第18条第2項中「呈示」を「提示」に改める。

様式第4号中「記入上の」を削る。

「(2) 堺市環境整備資金の貸付申請に関すること。

様式第5号中 (3) 上記(2)の代金又は貸付金等の請求及び受領に関すること。を

(4) 変更等の届出に関すること。」

「(2) 変更等の届出に関すること。」に改め、「※記入上の」を削る。

様式第9号から様式第11号までの規定中「申請者」を「届出者」に改める。

様式第14号中「をもってする」を「であるか」に、「呈示」を「提示」に改める。

様式第16号中「申請者」を「届出者」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、改正前の堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の様式に関する規定により作成され、現に保管されている帳票については、当分の間、適宜修正の上、改正後の堺市指定排水設備工事業者等に関する規程の様式に関する規定による帳票とみなして使用することができる。

## 上下水道局告示

### 堺市上下水道局告示第1号

公共下水道の汚水に係る供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により次のとおり公示する。

また、終末処理場による下水の処理を開始するので、同条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、平成31年3月22日から平成31年3月29日までの間、堺市上下水道局下水道部下水管路課情報係において一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

堺市上下水道事業管理者 出 来 明 彦

#### 1 公共下水道の供用開始の公示

(1) 供用を開始する年月日 平成31年3月31日

(2) 供用を開始する区域

ア 堺 区（北波止町の一部区域）

イ 中 区（上之、田園、辻之、八田西町1丁、東山及び平井の各一部区域）

西 区（上、草部、太平寺及び菱木4丁の各一部区域）

南 区（大庭寺、城山台4丁、高尾1丁、富蔵、豊田、野々井、鉢ヶ峯寺、檜尾、別所及び美木多上の各一部区域）

ウ 中 区（福田の一部区域）

東 区（草尾、丈六及び西野の各一部区域）

北 区（中村町の一部区域）

美原区（石原、黒山、小寺、小平尾、菅生、多治井、平尾及び木材通1丁目の各一部区域）

(3) 供用を開始する排水施設の位置 堺市上下水道局下水道部備付けの図書のとおり

(4) 供用を開始する排水施設の排除方法

ア (2)アの区域 合流式

- イ (2) イの区域 分流式
- ウ (2) ウの区域 分流式

## 2 下水の処理開始の公示

- (1) 下水の処理を開始する年月日 平成31年3月31日
- (2) 下水の処理を開始する区域 前記1(2)の区域
- (3) 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
  - ア 前記1(2)アの区域 位置 堺市堺区松屋大和川通4丁147番地1  
名称 三宝水再生センター
  - イ 前記1(2)イの区域 位置 堺市中区八田西町1丁2番1号  
名称 泉北水再生センター
  - ウ 前記1(2)ウの区域 位置 松原市天見西7丁目265番地の1  
名称 今池水みらいセンター

## 上下水道局公告

堺市上下水道局公告第55号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項の指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第11条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年3月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1377号  
指 定 年 月 日 平成31年3月5日  
事 業 者 の 名 称 高松 勝利  
事 業 者 の 住 所 堺市南区竹城台1丁11番1－2号  
事 業 所 の 名 称 だるま設備  
事 業 所 の 所 在 地 堺市南区竹城台1丁11番1－2号

指定番号 第1378号  
指定年月日 平成31年3月5日  
事業者の名称 梅崎 偉司  
事業者の住所 堺市西区上530番地 本田方  
事業所の名称 梅崎設備  
事業所の所在地 堺市西区上530番地 本田方

指定番号 第1379号  
指定年月日 平成31年3月5日  
事業者の名称 株式会社カリヤ工業  
事業者の住所 四條畷市岡山238番地の8  
代表者の職氏名 代表取締役 上西 稔隆  
事業所の名称 株式会社カリヤ工業  
事業所の所在地 四條畷市岡山238番地の8

指定番号 第1380号  
指定年月日 平成31年3月5日  
事業者の名称 株式会社ヤマヒロ工業  
事業者の住所 摂津市鳥飼野々1丁目22番3号  
代表者の職氏名 代表取締役 山廣 純  
事業所の名称 株式会社ヤマヒロ工業  
事業所の所在地 摂津市鳥飼野々1丁目22番3号

堺市上下水道局公告第56号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備工事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年3月22日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指定番号 第1679号  
指定年月日 平成31年3月5日  
事業者の名称 有限会社新協設備工業所  
事業者の住所 伊丹市西野5丁目69番地2

代表者の職氏名 代表取締役 流 隆嗣  
営業所の名称 有限会社新協設備工業所大阪長柄営業所  
営業所の所在地 大阪市北区長柄東3丁目2番3-212

指 定 番 号 第1680号  
指 定 年 月 日 平成31年3月5日  
事 業 者 の 名 称 株式会社カリヤ工業  
事 業 者 の 住 所 四條畷市岡山238番地の8  
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 上西 稔隆  
営 業 所 の 名 称 株式会社カリヤ工業  
営 業 所 の 住 所 四條畷市岡山238番地の8

### 農業委員会告示

#### 堺市農業委員会告示第4号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年3月22日

堺市農業委員会  
会長 田中 宏

#### [日時]

平成31年3月27日（水）午後1時30分

#### [場所]

市役所高層館12階 農業委員室

#### [付議すべき事項]

- 1 平成31年度堺市農業委員会事業計画の決定について
- 2 その他

### 議会告示

堺市議会告示第1号

堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（平成18年議会規則第2号）第13条第4項において準用する同規則第11条第3項の規定により、市議会議員の平成30年資産等報告書等に関する堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会の意見書の閲覧について、次のとおり告示する。

平成31年3月22日

堺市議会議長 山口典子

1 閲覧開始の日

平成31年4月3日（水）

2 閲覧場所

堺市役所本庁舎 市政情報センター

堺区役所を除く各区役所 市政情報コーナー

3 閲覧日及び閲覧時間

(1) 閲覧日

市政情報センター又は市政情報コーナーの執務日

(2) 閲覧時間

市政情報センター

平日 午前9時から午後5時30分まで

市政情報コーナー

平日 午前9時から午後5時15分まで